

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：モンゴル 担当：産業開発・公共政策部
案件名：モンゴルPPP能力強化プロジェクト

1 契約予定期間：2014年4月下旬～2016年5月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
PPPに係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月5日から2014年3月7日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月5日から2014年3月10日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月28日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 4月上旬
- (5) 契約交渉 : 4月中旬～4月下旬

5 業務の目的

近年モンゴルは、豊富な鉱物資源の開発の本格化に伴い、中長期的に経済成長が見込まれることもあり、我が国企業を含む民間資本の流入や石炭・銅の国際市況により、良好な経済成長の実績を示している。今後もモンゴルが経済成長を持続させるための開発課題の一つとして、インフラ開発が挙げられる。とりわけ電力、水供給、輸送関連のインフラ開発に関する膨大なニーズが存在する。しかしながら、政府の自己資金やODAだけでは、必要な膨大な資金を賄いきれない状況にある。

このような状況を受け、2009年、モンゴル政府は民間資金を活用したPublic-Private Partnership（PPP）スキームによるインフラ整備を推進する方針（国家PPP政策）を打ち出した。その後、コンセッション法の制定・施行、コンセッション・リストの作成など、PPP促進のための環境整備を進めている。

しかしながら、モンゴルにおけるPPPの歴史は浅く、依然として制度・政策面の整備が不十分であるとともに、人材・知識・経験等が不足しているのが現状である。既存のコンセッション法や関連法では官民リスクシェアリングに関して規定されておらず、またPPP候補案件に対する投資・ファイナンス分析やリスク分析が十分に行われていない。

こうした中、モンゴル政府は更なるPPP能力強化のために本件技術協力プロジェクトの要請に至った。これを受けて、JICAは2014年9～12月にかけて2回に分けて詳細計画策定調査を実施した。調査結果を踏まえ、2014年1月29日にモンゴルのPPP行政能力強化を目的とした本件「モンゴルPPP能力強化プロジェクト」として、両国間で討議議事録（Record of Discussions:R/D）の署名・交換を行った。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

モンゴル国ウランバートル市

(2) 業務実施機関

経済開発省 イノベーション・PPP（IPPP）局

(3) 業務内容

本事業は、民間セクターを含む主要関係者に対するPPP啓発活動の有効な取組みの導入・実施、PPP促進にかかるIPPP局の関与を強化することにより、IPPP局の実践的な能力が改善されることを図り、もってモンゴルにおけるPPPのさらなる促進に寄与するものである。具体的には以下の成果・活動を予定。

民間セクターを含む主要関係者に対するPPP啓発活動の導入・実施

1-1 啓発プログラム（対象グループ、題目、実施方法など含む）を策定する。

1-2 (i) MED、財務省および関係省庁の高級官僚や政府高官（タイプI）、並びに(ii) 関係省庁、民間セクター、金融機関、メディアなどの実務者（タイプII）を対象にして、PPPに関する啓発活動を開催する。

1-3 啓発プログラムの実施状況をモニタリングし、その結果を次期プログラムに反映させる。

タイプIについては、講師は国内支援委員（日本側アカデミクス）が担当。タイプIIの講師は本業務従事者が担当。

IPPP局のPPP実施枠組みの強化

<官民間との連携強化アプローチ>

- 2-1 PPPの促進に向けて、政策・制度的な枠組みを評価し、報告書を作成する。
- 2-2 主要な政府省庁（財務省、経済開発省PIP担当部局など）間で調整会議を開催する。
- 2-3 PPPのビジネス環境について民間セクターと対話の場を持ち、コメント、要望および提言を記載した報告書を作成する。
- 2-4 PPPの適切な調整・連携に向けた活動計画を策定する。
- 2-5 活動計画の実施状況をモニタリングし、その結果をその後のプロジェクト活動に反映させる。

<実践的なアプローチ>

- 2-6 同意された基準に基づいて、PPP候補事業を選定する。
- 2-7 日本および/または第三国での経験を参考にして、同事業の準備・実施を支援する。
- 2-8 同事業の経験を活用し、ケース・スタディ教材を作成する。
- 2-9 PPP事業のスクリーニングおよびコンセッション期間中のモニタリングなどに関するガイドラインおよび/または参考資料を作成する。

7 成果品等

- (1) 業務計画書（2014年5月中旬）
- (2) ワークプラン（2014年7月下旬）
- (3) 事業進捗報告書（2015年1月下旬、2015年7月下旬、2016年1月上旬）
- (4) 業務完了報告書（2016年5月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ・総括/PPP政策・制度的枠組み（評価対象予定者）
- ・PPPファイナンス（評価対象予定者）
- ・PPPインフラ整備
- ・PPP調達プロセス
- ・啓発活動/業務調整

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・本プロジェクトにおいては、国内支援委員会（日本側アカデミクス）を設置予定。本委員会の主な役割は、MED、財務省および関係省庁の高級官僚や政府高官を対象とした現地PPPセミナーの講師（複数回実施予定）。
- ・2013年9～12月に2回に分けて詳細計画策定調査を実施済み。
- ・2014年1月にR/D締結済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。